

平成27年第20回

荒川区教育委員会定例会

平成27年10月23日
於) 荒川区役所特別会議室

荒川区教育委員会

平成27年荒川区教育委員会第20回定例会

- 1 日 時 平成27年10月23日 午後3時30分
- 2 場 所 特別会議室
- 3 出席委員
- | | |
|----------|---------|
| 委 員 長 | 坂 田 一 郎 |
| 委員長職務代理者 | 高 野 照 夫 |
| 委 員 | 小 池 寛 治 |
| 委 員 | 小 林 敦 子 |
| 教 育 長 | 高 梨 博 和 |
- 4 出席職員
- | | |
|---------------|-----------|
| 教 育 部 長 | 阿 部 忠 資 |
| 教 育 総 務 課 長 | |
| 兼 教 育 施 設 課 長 | 丹 雅 敏 |
| 学 務 課 長 | 相 川 隆 史 |
| 指 導 室 長 | 小 山 勉 |
| 生 涯 学 習 課 長 | 北 村 美 紀 子 |
| 図 書 館 課 長 | 田 窪 和 美 |
| 書 記 | 中 村 栄 吾 |
| 書 記 | 湯 田 道 徳 |
| 書 記 | 本 山 育 美 |
| 書 記 | 宮 島 弘 江 |

(1) 報告事項

- ア 平成27年特別人事委員会勧告の概要について
- イ 文部科学大臣表彰受賞者の報告について
- ウ 第八回柳田邦男絵本大賞の応募状況について

(2) その他

委員長 最初に、傍聴の皆様申し上げます。皆様にお配りしました傍聴券に記載されました注意事項をお読みいただきまして、会議においては発言などなさいませんよう、御協力のほどお願いいたします。よろしくお願いいいたします。

それでは、ただいまから荒川区教育委員会第20回定例会を開催いたします。

出席委員数の御報告を申し上げます。本日は、5名出席でございます。

会議録の署名委員は、小池委員及び小林委員にお願いいたします。

では、教育長、あいさつをお願いいたします。

教育長 本日の教育委員会は15時半からの開会ということで、委員長初め、先生方には御無理を申し上げて、まことに申しわけございません。

先ほどは小池委員と小林委員に、ふるさと文化館で行われております、小松崎茂展を御視察いただきました。また、本日から3日間シルバー大学の学園祭ということで、先ほど開会式には阿部部長ともども参ったわけですが、区内各所で今、文化団体等による文化祭も行われてございます。機会がございましたら、どうぞそういった文化祭もごらんいただければと思っております。

本日は、報告案件3件となっております。どうぞよろしくお願いいいたします。

委員長 議事に先立ちまして、委員の皆様にご報告がございます。

荒川区では、横浜市の大型マンションでの旭化成建材による杭施工不良が見つかったとの報道を受けまして、区有施設の施工状況の確認を行いました。

この件について、事務局から御説明をお願いいたします。

教育部長 それでは、私のほうから口頭になりますが、御説明をさせていただきます。荒川区の区有施設における杭工事の施工状況についての御報告でございます。

荒川区におきまして、横浜市の大型マンションの傾き、傾斜問題に関連いたしまして、旭化成建材による杭施工不良が見つかったとの報道がございました。これを受けまして過去10年間にさかのぼり、区有施設の施工状況を確認いたしました。

その結果、町屋ふれあい館、また西日暮里ふれあい館、そして尾久八幡中学校の3施設の建設において、下請けとして旭化成建材が杭工事を行ったことが明らかになりました。当該施設につきまして、杭の施工時におきましては区の担当者、また元請け業者代理人等が、杭の施工において杭の全数に立ち会いを行いまして、また杭打ち機の電流値をもとにしたデータ及び杭の長さを目視で確認することにより、支持層である固い地盤に到達したことを確認しており、問題はなかったと判断してございます。また、工法上コンクリートの使用が必要な工事ということで、この尾久八幡中学校においてはコンクリートを使用する形になっておりますが、その使用されるコンクリートの量につきまして、杭の施工時においては2人体制で現場において、杭1本ごとにその投入量を数値として確認してございます。

いずれの施設におきましても、ひび割れや施設の傾きなどの不具合は確認されておらず、区の管轄課による緊急点検を行いましたところ、特に異常も確認されておりません。このように区有施設の杭の施工については、書類による確認だけではなく、現場において全ての杭の施工状況の確認を徹底していることから、報道にあるようなデータの改ざん等の問題もなく、確実に杭打ちが施工されているものと判断してございます。

なお、旭化成建材は昨日22日に、これまでの調査結果を国土交通省に報告いたしまして、その内容を公表してございます。これによりますと、旭化成建材が杭工事を行った件数は、東京都内で356件、このうち問題の施工担当者がかかわった建物につきましては、事務所が1件、工場・倉庫が1件であり、学校及び公共施設に該当するものはなかった状況でございます。この結果から、尾久八幡中学校は改ざん等を行った、そのグループによる施工ではなかったと確認してございます。

また、教育委員会といたしましては、21日に尾久八幡中学校の保護者宛てに通知文をつくりまして今、口頭で申し上げたことを文章として、ただいまお配りしておりますが、その通知文を全保護者に送付し、安全性が確認されているということを周知したところでございます。

御説明は、以上です。

委員長 それでは、ただいまの説明について、質問等ございますでしょうか。

高野委員 これについては特にありません。よかったですと思います。

今、私どものほうの大学で私は担当責任者なのですが、やはりないように調べましたところ、会社は違いますが、ゴムの問題、免震のことに関しても調査して、それはないということで非常によかったと思います。

荒川区は、ここも免震を変えたばかりですよ。

委員長 これは私も報道を見ているだけなのですが、全国で3,000以上の施設があるということで、それに関して旭化成建材のほうでも調査をしていると思いますが、それは問題の担当者が関与したものを調査しているのか、全数を調査しているのか。我々のほうでも調査しているわけですが、国土交通省は調査結果などを報告するように恐らく指示をすると予想されますので、彼らのほうでも調査していれば、あわせて我々のほうでも両面から確認できるということかと思えます。

教育長 私どももまだマスコミ報道等で収集した情報の域を出ていないのですが、旭化成及び旭化成建材としては、全てを調査すると聞いております。ただ、その中でも、問題のグループが施工した部分を最優先で調査するというところでございます。

第一義的には区民の皆様、そしてまた学校ですから、その中学校で学ぶ生徒や保護者の皆様の不安を解消するために区として、知り得た状況について今回、保護者や議会も含めて明らかにさ

せていただいたところです。

高野委員 これに関して、コンプライアンスの徹底という観点で、子どもたちの教材に生かすことはできますか。

教育長 大変貴重な御意見だと思います。いわゆる、法令遵守、コンプライアンスを徹底することについて、安全が第一に確保されるべき公共施設において、こういった事件が起こったことや、その根底にはどういった問題があるのかということについて、荒川区では小学生・中学生に新聞等を使って「調べる学習」とか、あるいはまた社会科の公民等で自治問題についての学習も行っていますので、今回の件だけを取り上げてやるというのではなくて、その事件が起こった背景だとか、それによって得られた課題に対する教訓だとかも含めて教育できるようにしていければと思っております。

高野委員 今回の事例は、この事実を家庭で話し合いをしていただくということが教育になると思われれます。各家庭によっていろいろな事情があるでしょうから。でも、そのように教育委員会としては啓発するようにしたいものですね。

小林委員 中学校ということで、震災時とかの避難場所になりますので、安全性が非常に重要だと思うのです。その点では、安全性が確認されたということで大変に安心をいたしました。また、今回、区の対応も非常に迅速でしたので、本当にありがたいことです。

高野委員 本当にそうですね。

教育部長 やっぱり区の施設は、例えば今回「営繕課」という名前で出ているのですが、施主として営繕課が責任を持って実施しております。結構、実施設計ですとか、いろいろ時間がかかって、よく「何でもっと早くできないのだ」ということを言われることもあるのですが、それはやはりこういうふうの一つ一つ丁寧にきちんと安全性を確認したりしてやっている、その結果だと思っております。

なかなか公共工事は「時間がかかって遅い」と言われることが多いのですが、実はいろいろそういうしっかりとした手順を踏んでやっているという、あらわれでもあります。そうは言いつつも、迅速性も大事ではあるのですが。でもやはりしっかりと手順を踏んで、安全性を確認してやっているということを日ごろから踏まえていて、今回もそれがきちんと出てきたかなとは思っております。

小林委員 そうですね。

委員長 今回の場合は区の公共施設の工事なので、区のほうでも確認できるような書類が残っていたと、そういうことでしょうかね。

教育部長 はい、そうです。

小池委員 尾久八幡中学校の保護者の方にはこういう形で連絡されたわけですが、先ほどのお話

によると、ふれあい館が2館ですか。そのふれあい館の利用者、教育委員会とは少し外れますが、適当なタイミングを図って、何らかの掲示をすとかは予定していますか。

教育部長 とりあえずはホームページのほうに載せました。中学校の場合は特定の生徒たちが使いますので、チラシという形ではできるのですが、ふれあい館ですと特定の方へというのはなかなか難しいと思いますので、まずは区としてホームページのほうにアップしておると、そういう状況でございます。

小池委員 あるいは、ふれあい館の入り口に何かちょっと看板を1つ作るとか、そういうことも考えられるかと思います。

教育部長 区民生活部のほうでふれあい館を所管しているのですが、きちんと掲示をして、また利用者にこういった子どもがつくったようなものも配布できるようにということで準備しておるところでございます。

委員長 よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、議事を進めさせていただきます。

6月12日開催の第11回定例会及び6月19日開催の第12回定例会の会議録につきましては、前回の定例会にて配付をし、この間、確認をいただきました。

本日、特に委員から意見等がなければ承認したいと思いますですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、承認といたします。

また、7月10日開催の第13回定例会及び7月24日開催の第14回定例会の会議録が机上に配付されております。

次回の定例会で承認についてお諮りをいたしますので、次回までに確認をし、何かお気づきの点があれば、事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは、本日の議事日程に従いまして議事を進めます。

本日は、報告事項が3件です。

初めに、「平成27年特別区人事委員会勧告の概要について」御説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、10月13日に特別区人事委員会が発表いたしました「平成27年特別区人事委員会勧告の概要について」御説明を申し上げます。

1ページ目をごらんいただきたいと存じます。

本年の勧告のポイント、2点でございます。

まず、月例給につきましては、公民較差(1,413円、0.35%)を解消するため、給料表及び扶養手当を引き上げる方向で改定を行います。

次に、特別給（期末手当・勤勉手当）の年間支給月数を0.1月引き上げまして、4.3月にいたします。これによりまして、職員の平均年間給与は約6万5,000円増となるものでございます。

下のほうに、その計算というのでしょうか、比較した表を参考にお付けしているところがございます。

恐れ入ります。2ページ目をごらんいただきたいと存じます。

まず、こちらは今申し上げた今回の改定になるケースということで、ケース1の係員、ケース2の係長からケース4の部長までということで、想定できる計算式を書いているところがございます。一番右のような形で、給与額的には上がってくるものと考えているところがございます。

4番の、実施の時期でございますが、給料表及び扶養手当の改定につきましては、平成27年4月1日にさかのぼりまして実施をするものでございます。特別給につきましては、改正条例の公布の日からの実施ということになっているところがございます。

また、今回の勧告にあわせまして特別区人事委員会では、3ページ以降に記載のとおり、人事制度、勤務環境の整備等に関する報告（意見）を公表してございます。の人事制度の整備、4ページに目を移していただきまして、の勤務環境の整備、の公務員倫理の確立の構造になっているところがございます。後ほど御参照いただければ幸いです。

今回の勧告につきましては、今後、特別区におきまして職員組合との団体交渉を行い、労使協議が整い次第、区として条例改正議案を提出いたしまして、教育委員の皆様に対しましても意見の聴取が求められるものと思われまます。議会の日程等を考えますと、11月13日の教育委員会で御審議を賜ることを想定しているところがございますが、日程調整が整わない場合には臨時会の開催を行ういとまありませんので、文書によりまして御審議いただくことも想定しているところがございます。

御報告は、以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

委員長 ただいまの説明について、質問等ございますでしょうか。

小池委員 この勧告については賛成です。

私も詳しいことは知りませんが、教職員の方が結構忙しいのは、授業の準備以外のいろんな雑用にすごく時間がかかって夜遅くまでやるとかということが時々報道などでも出ていますが、それを減らすことという何か努力はされているのか。あるいは教育委員会自身が、そういう雑用をクリアートしているのではないかと、その点については、どう考えたらいいのですか。

教育総務課長 御質問にお答えする前に、御説明が足りなくて申しわけございません。

今回の給料の改定につきましては、特別区職員という形で、具体的に申し上げますと、幼稚園教諭の給料の改定ということがございます。

先生の御質問の負担の軽減という観点は、指導室長のほうからお答えいたします。

指導室長 負担軽減という点で校務分掌を見直しまして、学校によってはノー残業デーを設けたり、コンピューターを活用して文書管理を簡略化したり、学校で今対応をしているところがございます。このような活動をしている学校を東京都に推薦いたしまして毎年、約10校ずつ東京都のほうから表彰されるのでございますが、荒川区は毎年1校ずつ表彰されております。このような活動例を各学校へ報告し、連絡し、活用できるところから活用してもらおう形で進めているところでございます。

教育長 ただいま小池委員がおっしゃった教員の負担軽減について、これは荒川区だけではなく、全国的に大きな課題となっております。委員がおっしゃったように、授業の準備や子どもたちの教育の本質にかかわる部分だけではなくて、例えばクラブ活動の担当になり、土日もクラブ活動とか対外試合に同行しなくてははいけない。あるいは、また地域行事に子どもたちと一緒に参加するというのもございます。

ですので、教員本来の業務にかかわる部分、教育にかかわる部分については一定給料に含まれている部分はありますが、周辺部分については、どうしても子どもたちのためにということで教員がかかわることによる効果も大きいのです。でも教員でなくてははいけないというところばかりでもないで、荒川区では今「あらかわ寺子屋」という取り組みを始めて、放課後の学習等について一定のアルバイト料というのでしょうか、報酬を払った形で学生さんたちに見ていただくということも始めています。

これとってなかなか決定打はないのですが、そういった取り組みを少しずつ行うことによって本来、教員が子どもたちの教育とか指導に関わられる部分を手厚くしていく、また課題がある生徒への対応についてはソーシャルワーカーだとか、あるいは適応指導教室の教員にも協力してもらい、特定の教員が課題を抱え込んでしまうということのないようにしていきたいと思っております。

委員長 直接的には区の幼稚園教諭の話であるとは思いますが、今の御議論がありました点については、私も文部科学省の調査が出ているからだと思いますが、けさの日経新聞でも、ちょっと原文はまだ確認していないのですが、やはり財政審でも学校職員の雑用が多いので解消すべきだ、という議論がなされているというようなことも出ております。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、続きまして、報告事項のイに移ります。「文部科学大臣表彰受賞者の報告について」御説明をお願いいたします。

生涯学習課長 それでは、「文部科学大臣表彰受賞者の報告について」御報告いたします。

表彰等の種類でございます。表彰名は、平成27年度文部科学大臣表彰でございます。表彰者は、文部科学大臣です。受賞者でございますが、対馬康子様。

表彰の対象となった活動・功績等でございます。長年にわたり、俳人として真摯に作句に取り組み、知的で多様な作風で俳句界に新風を吹き込むとともに、俳誌の編集や後進の指導のほかアジアでの俳句の普及に尽力するなど、国内外における俳句の振興に大きく貢献されております。

経歴等でございます。荒川区俳句のまち宣言起草委員会委員長で、荒川区が俳句のまち宣言を3月14日の奥の細道千住あらかわサミットの中で宣言したものでございますが、そのイベントの実行委員会委員長としても御活躍されています。また毎年、子ども俳句相撲大会の審判長にもなっていておまして、荒川区に大変貢献されている方です。また、記載のほかの経歴等もでございます。

表彰式等でございますが、9月30日に文部科学省で授賞式が行われたものでございます。

また、俳句手帳がお手元でございます。これにつきましては俳句のまち宣言をした荒川区として、子どもたちにお配りするなど、また区民の方にも配布して、手帳の中に俳句が書けるようなところもありますので、これにつきましても対馬康子様に御協力いただいた形で、この手帳を作製したものでございます。荒川区も、これからまた俳句の取り組みをさらに進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 ただいまの説明について、質問などございますでしょうか。

教育長 私がお聞きするのも何なのですが、対馬康子さんがこの文科大臣表彰を受けたのは、荒川区に対して御貢献をいただいたということも考慮されているのでしょうか。

生涯学習課長 はい、されているものでございます。

教育長 それはよかったです。

委員長 私の認識では、この俳句のまち宣言以来、先日サミットイベントがありまして、学校現場で見えていまして急速に俳句が浸透しているという印象を持っております。子どもたちと話をしていると、俳句を考えると、ここにもありますが、季語というもの「夏の季語とは、そもそも何」とか、そういうことをよく聞かれますので、ちょっと字が小さいのですが、これはいいのではないかと思います。

生涯学習課長 「俳句を作ろう！虎の巻」と4ページ、5ページにありますので、まず基本を知って、その上で俳句を作るとのこと。また、子ども俳句相撲大会も3月に予定しておりますので、その前に学校のほうへ呼びかけて投句をしていただくような形でお願いしていく予定でございます。

委員長 今、結構多くのもに季節感がなくなっていますので、もともとそれはいつのものだった

たのかとか、そういうことがわからないと季語にならないので、よいことですね。

生涯学習課長 そうですね、はい。

委員長 昔に比べると、身近なところで「いつの季語か」がわかる環境がだんだんなくなってきているということがあって、改めてそういうことに思いをめぐらせてもらうということがいいのではないかと思います。

いずれにしても、私の認識でも、こここのところの荒川区における俳句の普及が非常に大きなものがあり、表彰を受けられることに関して、荒川区でも大きな御業績があったのかと思います。

小林委員 荒川区に大変に貢献していただいた先生が受賞されたということで、本当におめでたいことです。区にとっても、とても名誉なことですね。俳句手帳なのですが、またこれがすばらしいですね。ぜひかばんに入れて俳句づくりに挑戦してみたいなと思っております。

一つ教えていただきたいのですが、活動・功績等の中で、アジアの俳句の普及に尽力とありました。もし何か御存じのことがあればお願いします。

生涯学習課長 旦那様は、東アジア・ASEAN経済研究センター事務総長の西村我尼吾という方です。国際的に俳句も含め、文化にも取り組んで活躍している方が御主人でいらっしゃいますので、そういうこともあっての国内外、国内だけではなくて海外に向けての俳句の普及に御夫婦で尽力、貢献されている方ということを知っております。

小林委員 ありがとうございます。

委員長 御主人の西村我尼吾先生のほうは、もうかなり昔から「俳句の国際普及、普及」とおっしゃっていたと、私も存じ上げているのですが、記憶にあります。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、報告事項のウになります。続いて、「第八回柳田邦男絵本大賞の応募状況について」御説明をお願いいたします。

図書館課長 私からは、第八回柳田邦男絵本大賞の応募状況がまとまりましたので、本日、御報告させていただくものでございます。

募集期間は、7月20日から9月30日まで募集を行ってまいりました。応募者総数が後ろにございますが、1,169件、昨年度が632件でしたので、倍近くといった数字になっております。こちらの内訳ですが、子どもの部(中学生以下)が1,150件、それから大人の一般の部が19件という形になっております。その内訳は、下の表にまとめさせていただいております。

子どもの部に関しましては、保育所の園児の方がお一人、それから区立の小学校14校から応募がありまして、小学校全体で1,047人、学年ごとの内訳は表のとおりでございます。

また、中学校は3校から応募がありまして、こちら昨年ほとんど中学生の応募はなかった

のですが、今回は102人という形になっております。

それから、一般の部でございますが、昨年度、応募された方がこの19人の中の4人ということで、割と今回は新しい方に応募していただいたと考えております。

一般の部の方について、絵本大賞を知ったきっかけを応募用紙で記入していただきましたが、その内訳はそちらに記載しているとおりになっております。この中で、幼稚園の先生から進められてお母様が書いたというルートの方が複数いらっしゃいましたので、絵本大賞とか読み聞かせの重要性をどうやってお伝えするかというところでも、図書館から直接という以外にも、例えば幼稚園とか保育士さんとか、そういうところから親御さんに伝えていただくというのものもあるのかなと思いました。

今後の予定でございます。現在、図書館課で一次選考を行っているところです。その後、柳田先生と、荒川ロータリークラブに二次選考をお願いいたしまして、12月中旬までに受賞作品を決定して御連絡をする予定となっております。

それから、表彰式・講演会等について記載しております。以前にもお知らせはしておりますが、今回は平成28年1月15日金曜日の午後5時から開催する予定でございます。会場は、ムーブ町屋です。

内容といたしまして、一番最初に受賞者と柳田先生との懇親会、その次に表彰式、それから、柳田先生の講演会の三部構成で計画をしております。絵本大賞の表彰式と柳田先生の講演会につきましては、関係者以外の一般区民の方も参加いただけるよう12月1日の区報に御案内を載せ、年内にお知らせができるような形で今準備を進めているところでございます。

報告は、以上です。どうぞよろしくお願いたします。

委員長 ただいまの説明について、質問等ございますでしょうか。

教育長 私、2点あります。1点は、田窪課長さんから、一般の部の方が絵本大賞を知ったきっかけで、幼稚園の園長先生からお話をいただいたという保護者の方がいましたということなのですが、多分、区立幼稚園については小学校の校長さんが園長先生を兼ねている園が多いから、田窪課長が校長会で「ぜひ応募してくださいね」とおっしゃった、その勧誘のお声掛けがきいたのだと思います。保護者の方たち、普段から園で読み聞かせをしていただいているので、ぜひ来年もまた応募していただけるといいなと思います。

あと、もう1点。先ほど、阿部部長と一緒にシルバー大学の学園祭に行ってきたのですが、そうしたら絵本も「お年寄り」と言ってはいけないのかもしれないのですが、高齢者の方が読んで、その感想文が展示されているのです。柳田邦男絵本大賞は、何字以上とかとあるのですでしょうか。

図書館課長 一般の部につきましては、800字から1,600字ということです。原稿用紙で

2枚以上書かなければいけないということで、柳田先生への手紙という形式ではあるのですが、確かに字数としては少し長いかもしれません。

教育長 先ほど岡田学長さんには「来年ぜひ柳田邦男絵本大賞に応募してください」と頼んでおきましたので、また田窪課長もシルバー大学の文化祭をごらんになっていただいて、絵本の感想ですが、絵本を読んでとてもよかったというか、感激したことがこちらにも伝わってくるような内容の掲示でしたので、あらかじめ柳田邦男絵本大賞の応募フォームに載るような形で感想文を書いていただいたら、シルバー大学の掲示にも役立つし、柳田邦男絵本大賞の応募もそのままできるようになると思うので、相談してみただいたらよろしいかと思います。

図書館課長 はい、わかりました。お知らせとともに、そのところも考えてみたいと思います。

委員長 小学生、中学生については、これは夏休みの課題の選択肢の一つということになっているかと思いますが、小学校だと倍増に近く、中学校は去年1人しかいなかったのですね。だから、その点、夏休みの課題として、各校で積極的に取り上げていただいた効果が顕著だったのではないかと思います。

図書館課長 ちょうど募集期間が夏休みにあわせて7月の20日から9月いっぱいという形にさせていただいていますので、学校については夏休みの課題という形で取り組んでいただけるのかなと考えております。

それから、中学校につきましては、実は今回かなりまとまって出していただいた学校がありまして、そちらにお話を伺おうと思ってはいるのですが、学校の中でこういった呼びかけをしたかですとか、そういうことが来年度以降ほかの学校の参考になればと考えております。あるいは絵本というところで、年齢が上がるとなかなか絵本自体を手にとらないというところもあるかもしれないですが、今回例えば中学生であるとか、あるいは一般の方がどういう絵本をテーマ、題材にして今回お書きいただいたのかとか、そういったことを分析的なところもやりながら来年度につなげていきたいと考えております。

教育長 中学校の学校司書や司書教諭の先生が積極的に子どもたちに読ませて、それで応募してくださったのだとしたら、その先生の取り組みについて他校へ広げていただく参考になるかもしれないですね。

図書館課長 そうですね。現在でも学校司書の方と図書館の司書の連絡会は開いておりますので、そこでさっき言った分析的なことを伝えていくことで、次の取り組みにつなげやすくなるのかなと考えております。

小林委員 この柳田邦男絵本大賞ですが、今回8回目で長年にわたりまして柳田邦男先生には大変お世話になっていまして、とてもありがたいことですね。絵本大賞は荒川区にとりましては、教育授業の一つの目玉ですので、ぜひ多くの方々に応募していただきたいと考えております。な

かなか大変ですが、よろしく願いいたします。

また、作文教育という意味でも、とても大事です。大学生に聞きましても「最近ではツイッターの文字以上は書かない」と言います。そういった学生が増えている中で、小中学校の段階からこうした取り組みに参加していくのは非常に大切です。ぜひ学校のほうでも御指導いただければと思っています。

委員長 小林先生がおっしゃるように、作文もそうですし、手紙ですよ。これは柳田邦男先生に対する手紙の形をとるので、メールは書きますが、長い手紙を書くことがやはり少なくなってきたということだと思います。

一方で、私を感じるのは、メール文でも手紙と同じように相手の立場、相手が何を理解しているかとか相手がどれくらい忙しいかとか、そういったことも理解した上で手紙を書くことというのは非常に重要で、それがやはりうまく書けるか書けないかで本当の真意が伝わるかとかいうのは相当大きく影響すると思いますので、子どもたちが早い段階で、少なくなってきた手紙を書く機会ができるのは非常によいことだと思いますよね。

小林委員 そうですね。

委員長 よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 きょうは議題が少なく予定しておりました事項は以上ですが、事務局から、その他、連絡事項等はございますでしょうか。

生涯学習課長 机上に、小松崎茂展の図録を配付してございます。12月6日までの開催になりますので、ぜひ職員の皆様も見に来ていただきたいと思います。きょうは、小池委員、小林委員に見ていただいて、学芸員も教育委員さんが来てくれたということで解説もとてもやる気になっていたので、ぜひぜひ見ていただきたいと思います。昨日までで612人の来館者がいたということで、これからどんどん増えるということも踏まえて、これまでの入館者数の最高の記録が出るのではないかと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

教育長 それに関連して先ほど、ふるさと文化館の館長さんが、期間内で展示を1回更新するのだと報告されていたようですが。

生涯学習課長 はい。11月10日に展示替えをするということです。

教育長 もし、その展示替えをした内容で御興味があれば、また御来館くださればと思います。

生涯学習課長 はい。よろしく願いいたします。

委員長 ほかに何かございますか。

高野委員 以前、教員のメンタルヘルスについてお話したことがあったと思います。今、私たち

の仕事の分野でトップのガバナンスということが大変求められていて、教員の分野にも求められているのです。そして、ガバナンスがあるかないかに関しては校長先生、副校長先生たちにも求められていると考えられます。もう一つ重要なのは、大学において私一個人の研究者として、eラーニングを使ってモラルが問われ、テスト形式で実施された経験があります。このテストは教員全員に行われ、大学においてシステムがもう定着しているのです。

特に、医療においては大きな不祥事が、我が国として恥ずかしいようなことがたくさんありまして、ことしの4月1日から、そういうことの遵守をしっかりとしなきゃいけないよということですね。それにはeラーニングを一人一人が、いくら高齢者でも大学に従事している人はコンピューターにより回答するシステムです。合格するまで繰り返し繰り返しさせ、モラルの向上の徹底化をしようということですね。要するに、コピペとか、そのようなことがたくさんありますよね。

一方では、そのリーダーのガバナンスをされています。教育委員会としても、それは文科省、厚生省の強い指導があるかどうかわかりませんが、それを教員の方たちに求める必要があるかないか、どうだろうかと思います。特に、指導室長に聞きたいのですが、そのような現場の校長としての考え方とかも、不祥事が起きないように各個人のモラル、eラーニングです、そのようなことをする必要はあるか、ないかということなのです。これらについて検討を今までしたことがないように思うのです。

やはり教育の分野でも、もちろん教員の資質向上にガバナンスとモラルの徹底のためのeラーニングのようなことを、日本全国、国でやる必要があるように考えます。信頼できる先生方をテストするような形になりますが。僕は、そのeラーニングを受けなければいけないと言われたときには、苦労しました。読んでも大変なものです。かなりの質問数がありまして、それに答えるのですが、「何で俺にこんなことをさせるのだ」という矛盾を感じながら受けました。

将来、やかましい世の中ですから、問われるときが来ると思うのです。現場のほうの意見、現状はどうだということをお聞きできればと思います。

指導室長 現状でございますが、教員のほうには各学期1回ずつ服務研修、服務ということで服務規律に関する研修を行ってございます。これは悉皆でやってございます。そのときに一人一人にチェックリストを渡して確認したりしてございます。

高野委員 では、同じことですね、eラーニングと。

指導室長 はい。また、情報モラルに関しては管理職研修という形で荒川区で実施しておりまして、これは区の行政の管理職と同じような立場、学校でいうと副校長以上でございますが、同じ研修を受けてございます。ただ、今、先生がおっしゃられたように、やってやり過ぎということはないと思ってございまして、内容を精査しながら学校にあったものを行うことによって、管理職の資質向上、教員の資質向上につながっていくのかなと考えているところでございます。

先生から今教えていただいたものを今後、具体的に検討させていただけるのかなと思ってございます。

高野委員 今のお答えですと現在の対応で、十分と考えていいでしょうか。

指導室長 各学校では服務について指導してございまして、また私自身も毎月、定例校長会で、こんなところを重点的に指導してくださいと、服務について話は申し上げております。

高野委員 では、教育委員会としては常にそういうことを頭に置きながら行動するとか、今はそういうことですね。

指導室長 はい。

教育長 指導室長がお答えしたとおりなのですが、先生方も新聞等で時々、教員による不祥事、それは金銭的なトラブルだとか対生徒との関係だとか保護者との関係だとか、あるいはまた全然関係ないところで痴漢をしたとか情報漏えいしたとかということで、服務に関する事故が発生しています。残念ながらなかなかなくなるという状況があって、指導室長がお答えしたとおり、システムとしても職員の研修や校内での研修を行っていますし、東京都教育委員会からの通知文を校長会等を通して各学校へ配付したりして注意喚起をしているところです。

加えて、体罰の防止とか、いじめの防止ということで各学期ごとに職員会議、教職員会議を開いて教員のとるべき方策というか、対応について教員全体でその問題の意思統一を図っているところです。

高野委員 そういう個人個人のモラルというのでしょうか、それは必要なのですが、もう一つ大切なことは、校長先生は忙しいでしょう。ガバナンスというのをどこまで発揮しているか、校長先生方は今、校長会また学校訪問をしたりして理解する範囲内では十分あるのではないかなと、僕は思っています。しかしそういうところが一番のポイントで、あとは個人の先生方、職員のモラルということになるのでしょうか。モラルが十分あるのは知っているのですが、でもそういうことを定期的に行う必要はありますよね。

教育長 東京都教育委員会からの伝達事項を校長会で報告したりしているのですが、つい最近、東京都教育委員会の通知を説明するときに、小山室長は、小学校の校長経験者で中学校の副校長も経験していましたから、校長たちに対して「校長と副校長は職員室の担任なのだから」と言ったのが、言い得て妙だなと感じた次第です。

子どもたち一人一人のことを確認して、しっかり問題点も把握し、高野先生も御心配していたように、子どもたちの心のケアも含めてきちんとやるのは担任の先生の役割で、その担任の先生たちが潰れないように、そしてまた服務上問題を起こさないようにしっかり一人一人確認していく、その教員の担任は校長と副校長なのだとの指摘は実に正しいと思います。

委員長 不祥事にもありますが、最初にしてきたメンタルヘルスは、ちょっと別種の問題ですね。

高野委員 別ですね。

委員長 私の感じでは、やはりメンタルヘルスは個々への対応が結構難しく、一律こういう対応がいいとかいうのは、時々そういう研修もあるのですが、それは私は間違っているのではないかと実感としては思っています。そうすると、やはり個々の課題があったときに、例えば副校長先生とかに相談できるような専門家がいるといいと思うのですが。

高野委員 荒川区は一步進んでいまして、きちっとしたそういうところがあります。そして、問題が起こると教育委員会に上がってこないうちにきちっと専門家に相談するシステムが構築されています。どのくらい運用しているか、活用しているかわからないのですが、どうでしょうか。

教育長 改めて報告させていただきたいと思います。

委員長 その他、ほかにございますでしょうか。

委員長 では、よろしゅうございますか。ほかにございませんでしょうか。

教育総務課長 ございませんです。

委員長 ないようですので、以上をもちまして荒川区教育委員会第20回定例会を閉会いたします。

了